

## 第4回 介護保険で利用できるサービス（その1）

第3回では、要介護・要支援区分が決定されてから介護保険のサービスを利用するまでの流れについてお知らせしました。今回は介護保険で利用できるサービスのうち、在宅（居宅・介護予防）サービスについて代表的なものをお知らせします。

### 訪問介護（ホームヘルプサービス） ※要介護1～5の方のみ利用できます。

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護（食事・入浴・排せつの介助など）や生活援助（掃除・洗濯・買い物など）を受けられます。

### 通所介護（デイサービス） ※要介護1～5の方のみ利用できます。

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

### 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

### 福祉用具貸与

手すり（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、車いす、特殊寝台など、本人が自宅で生活しやすくするための福祉用具を借りることができます。福祉用具の種類によっては、現在の要介護・要支援認定区分では借りることができない場合がありますので、ご注意ください。

### 特定福祉用具購入

腰掛便座や入浴補助用具など直接肌に触れるため貸与に不向きな排泄・入浴関連の福祉用具の購入に対して購入費用の一部が支給されます。指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんので、ご注意ください。

### 住宅改修

生活環境を整えるための住宅改修（手すりの取り付け・段差の解消など）に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。介護保険を適用できる住宅改修の種類は限定されており、事前と事後の申請が必要です。

これらのサービス以外にも様々なサービスがあります。ご不明な点があれば介護保険課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

介護保険課(ひまわり館1階)

TEL 33-3511 FAX 31-2037